

勤務条件について（臨時的任用職員）

令和 年 月 日

あなたを任用するに当たっての勤務条件は次のとおりです。

勤務場所：

任用期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日

勤務内容：

(ただし、本務者の休職等に応じ任用期間を変更することがあります。)

勤務時間		午前 時 分から 午後 時 分まで
週休日等	週休日	日曜日、土曜日
	休日	国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始（12/29～1/3）
休暇	年次有給休暇	正規職員に準じて付与
	特別休暇	正規職員に準じて認められる
給与		
	教育職（教諭、養教等）	243,322 円～442,955 円
	教育職（助教諭、実教等）	220,537 円～350,351 円
	行政職（主事、学校司書）	190,950 円～290,143 円
	医療職（栄養士）	219,391 円～302,404 円
	給料の調整額（教育職のみ）	特別支援学校勤務等の場合に級号給に応じて支給
	地域手当	給料、扶養手当の月額合計額に支給割合を乗じて算定
	諸手当	通勤手当、扶養手当、住居手当等を届出により支給
	期末手当、勤勉手当	基準日における任用期間に応じて支給
	給料及び諸手当	毎月 19 日
	支給日	期末手当 6 月、12 月及び 3 月の所定の日 勤勉手当 6 月及び 12 月の所定の日
	退職手当	在職期間等に応じて支給 (引き続いて在職した期間が 6 月末満の場合は対象外)
	その他	正規職員に適用される条例等の規定を適用
社会保険		公立学校共済組合の短期組合員及び厚生年金の被保険者 ※ 40～64 歳の方は、介護保険の被保険者となる
雇用保険		無し
災害補償		公務上及び通勤途上の災害に「地方公務員災害補償法」が適用
その他		・給与から所得税、住民税、共済掛金等を控除して支給 ・任用に伴い住居を移転した場合は、赴任旅費を支給 ・児童手当（特例給付）は、住所地の市区町村が支給

※ 上記記載内容は、令和 7 年 4 月 1 日のもの